

平成25年 8月 2日  
第2511号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

**規 則**

- 知事の権限に属する狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事務を動物管理センター所長に委任する規則及び衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則（48・生活衛生課）…………… 1

**告 示**

- 平成25年度職業訓練指導員試験の実施（359・雇用労働政策課）…………… 2
- 建設業の許可の取消し（360・平鹿地域振興局総務企画部）…………… 7

**公 告**

- 公の施設の指定管理者の募集（男女共同参画課）…………… 8
- 公の施設の指定管理者の募集（自然保護課）…………… 10
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可（秋田地域振興局農林部）2件…………… 12
- 土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 12

## 規 則

知事の権限に属する狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事務を動物管理センター所長に委任する規則及び衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年八月二日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第四十八号

知事の権限に属する狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事務を動物管理センター所長に委任する規則及び衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

（知事の権限に属する狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事務を動物管理センター所長に委任する規則の一部改正）

**第一条** 知事の権限に属する狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事務を動物管理センター所長に委任する規則（平成九年秋田県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「毒えさ」を「毒餌」に改め、同表第三号中「**㊦**及び**㊧**」を「**㊥**及び**㊦**」に改め、同号**㊠**及び**㊡**中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号**㊢**及び**㊣**中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号**㊤**及び**㊦**中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号**㊧**中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号**㊨**中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「又は飼養施設の設置」を「等」に改め、同号**㊩**中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号中**㊪**を**㊫**とし、**㊬**を**㊭**とし、**㊮**を**㊯**とし、同号**㊰**中「第三十五条第一項前段（同条第二項）を「第三十五条第一項本文（同条第三項）に、「犬」を「**㊱**」に改め、同号中**㊲**を**㊳**とし、**㊴**の次に次のように加える。

**㊱** 第三十五条第一項ただし書の規定により、犬又は猫の引取りを拒否すること。

別表第三号中**㊵**を**㊶**とし、**㊷**から**㊸**までを**㊹**から**㊺**までとし、同号**㊻**中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同号中**㊼**を**㊽**とし、**㊾**を**㊿**とし、**㊿**の次に次のように加える。

**㊿** 第二十五条第三項の規定により、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

別表第三号**㊿**中「起因して」を「起因した騒音又は悪臭の発生等によって」に改め、同号**㊿**を同号**㊿**とし、同号**㊿**中「第二十四条第一項」の下に「（第二十四条の四において準用する場合を含む。）」を加え、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者」に改め、同号中**㊿**を**㊿**とし、**㊿**の次に次のように加える。

**㊿** 第二十四条の二の規定による第二種動物取扱業の届出を受理すること。

**㊿** 第二十四条の三第一項の規定による第二種動物取扱業の届出に係る事項の変更の届出を受理すること。

**㊿** 第二十四条の三第二項の規定による第二種動物取扱業の届出に係る事項の変更又は飼養施設の使用の廃止の

届出を受理すること。

別表第三号(七)中「第二十三条第三項」の下に「(第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者」に改め、同号(七)を同号(守)とし、同号(六)中「動物取扱責任者研修を受けていない動物取扱業者」を「犬猫等の販売に際して必要な情報を提供していない第一種動物取扱業者等」に改め、同号(六)を同号(丸)とし、同号(五)中「第二十三条第一項」の下に「(第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を、「第二項」の下に「(これらの規定を第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者」に改め、同号中(五)を(丸)とし、(四)を(守)とし、(三)の次に次のように加える。

(丸) 第二十二條の六第二項の規定による犬猫等の個体に関する届出を受理すること。

(守) 第二十二條の六第三項の規定により、犬猫等販売業者に対し、獣医師による検案を受け、犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずること。

別表第三号(五)中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号(五)を同号(守)とし、同号(四)中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号(五)を同号(守)とし、同号(三)中「第十六条第一項」の下に「(第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者」に改め、同号(三)を同号(守)とし、同号(十)中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号中(十)を(守)とし、(丸)の次に次のように加える。

(守) 第十四條第三項の規定による犬猫等販売業をやめた旨の届出を受理すること。

別表第四号中(五)を(守)とし、(十)から(甲)までを(守)から(守)までとし、(丸)の次に次のように加える。

(守) 第十條の六第三項の規定により必要と認める書類の提出を求めること。

別表第六号(三)中「毒えさ」を「毒餌」に改める。

(衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部改正)

第二条 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二十九号(二)中「けい留され」を「係留され」に改め、同号(三)中「けい留され」を「係留され」に改め、同表第三十号(一)中「毒えさ」を「毒餌」に改め、同表第三十二号(一)中「起因して」を「起因した騒音又は悪臭の発生等によつて」に改め、同号(三)中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同号(四)中「第三十五条第一項前段(同条第二項)」を「第三十五条第一項本文(同条第三項)」に改め、同号に次のように加える。

(四) 第三十五条第一項ただし書の規定により、犬又は猫の引取りを拒否すること。

別表第三十三号の二(三)中「毒えさ」を「毒餌」に改める。

附 則

この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十九号)の施行の日(平成二十五年九月一日)から施行する。ただし、第一条中知事の権限に属する狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事務を動物管理センター所長に委任する規則別表第二号及び第六号(三)の改正規定並びに第二条中衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則別表の改正規定(同表第三十二号に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第359号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項の規定により、次のとおり平成25年度職業訓練指導員試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第45条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年8月2日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成25年11月8日(金) 午前9時

(2) 場所

秋田市向浜一丁目2番1号 秋田技術専門校職業訓練センター

2 実施免許職種

(1) 学科試験を実施する免許職種

機械科

建築科

(2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種

(1)以外の職業能力開発促進法施行規則別表第11に規定する免許職種

### 3 試験科目

#### (1) 学科試験を実施する免許職種の試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
機械科	1 指導方法 (1) 職業訓練原理 (2) 教科指導法 (3) 訓練生の心理 (4) 生活指導 (5) 職業訓練関係法規 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 機械工学(機械要素 機構と運動) イ 材料(材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤) ウ 工作法(NC加工法 機械工作法 治具 工具) エ 測定法(測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験) オ 安全衛生(安全管理 衛生管理) (2) 専攻学科 ア 加工法(切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法) イ 機械製図(機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション)
建築科	1 指導方法 機械科の指導方法に掲げる科目と同じ 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 建築工学(構造力学 建築構造 建築施工 測量 建築製図 関係法規) イ 安全衛生(安全管理 衛生管理) (2) 専攻学科 ア 建築設計(建築設計 設備設計 建築計画) イ 施工法(建築施工法 建築工事 規く術 木材工作法 仕様及び積算) ウ 材料(建築用材料)

#### (2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種の試験科目

職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

### 4 受験資格

資 格	必要とする 実務経験年数
免許職種に関し、一級、単一等級又は二級技能検定に合格した者	不 要
長期課程の指導員訓練を修了した者 免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	1年以上
免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者	2年以上
免許職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者 免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練であって総訓練時間が700時間以上のものを修了した者	3年以上
学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1年以上

学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年以上
学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3年以上
学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者	5年以上
厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校において、次のとおり免許職種に関する学科を修めて卒業した者 1 専修学校の専門課程において修業年限が3年以上の免許職種に関する学科を修めた者 2 専修学校の専門課程において修業年限が2年の免許職種に関する学科を修めた者 3 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が3年以上の免許職種に関する学科を修めた者 4 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が2年の免許職種に関する学科を修めた者	2年以上 3年以上 3年以上 4年以上
免許職種に関する実務経験のみの者	8年以上
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	不 要
ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）によるボイラー溶接士免許を有する者	不 要
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）による建設機械施工の技術検定の合格証明書を有する者	不 要
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）による第一種冷凍機械責任者、第二種冷凍機械責任者又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者	不 要
電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）による第一種ボイラー・タービン主任技術者又は第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	不 要
電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和54年通商産業省令第52号）による改正前の航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）による電気機器国家試験の合格証を有する者	不 要
エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和59年通商産業省令第15号）第29条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）	不 要
電波法（昭和25年法律第131号）による第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士若しくは第一級アマチュア無線技士若しくは第二級アマチュア無線技士の免許を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和48年通商産業省令第71号）による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	不 要
自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による一級四輪自動車整備士、一級二輪	不 要

自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士、二級二輪自動車整備士又は自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	不 要
航空法（昭和27年法律第231号）による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	不 要
建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は二級建築士の免許を有する者	不 要
エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）	不 要
測量法（昭和24年法律第188号）による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	不 要
ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士の免許を有する者	不 要
電波法による第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	不 要
医師法（昭和23年法律第201号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和23年法律第202号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和24年法律第186号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師の免許を有する者	不 要
公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	不 要
商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	不 要
情報処理技術者試験規則（昭和45年通商産業省令第59号）の規定によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成6年通商産業省令第1号）による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	不 要
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	不 要

この表に掲げる者のほか、職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和45年4月1日労働省告示第17号及び昭和63年4月8日労働省告示第38号）に定める者

次のいずれかに該当する者は、受験できない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

#### 5 実技試験及び学科試験の免除

実技試験及び学科試験の全部又は一部免除を受けることのできる者は次のとおりとする。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
実施職種	免許職種に関し、職業能力開発促進法による技能検定一級又は単一等級に合格した者（ただし、電子回路接続及びバルコニー施工は除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
	他の免許職種の職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては学科試験のうち関連学科）
	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
	免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
	免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
	学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	同表の免除の範囲の欄に掲げる試験	

## 6 受験申込みに必要な書類

## (1) 受験申請書

## (2) 添付書類

ア 受験資格を有することを証明する書面の写し 1通

イ 写真（申請前6月以内に脱帽で上半身を正面から撮影したもの） 1枚

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、5の表にある免除を受けることができる者に該当することを証明する書面の写し 1通

## 7 受験申請用紙の交付

受験申請書の用紙及び受験案内の交付場所は、次のとおりとする。

交 付 場 所	所 在 地
秋田県産業労働部雇用労働政策課	秋田市山王三丁目1番1号(秋田県庁第二庁舎3階)
秋田県立鷹巣技術専門学校	北秋田市綴子字街道下191番地
秋田県立秋田技術専門学校	秋田市新屋町字砂奴寄4番53号
秋田県立大曲技術専門学校	大仙市大曲川原町2番30号
鹿角地方職業能力開発協会	鹿角市尾去沢字上山214番地
大館北鹿職業訓練協会	大館市有浦三丁目6番22号
北秋田職業訓練協会	北秋田市花園町15番1号
能代職業訓練協会	能代市扇田字柑子畑1番20号
本荘由利職業訓練協会	由利本荘市石脇字田尻30番地
大曲仙北職業訓練協会	大仙市大曲田町3番1号
横手地方職業能力開発協会	横手市条里一丁目1番69号

郵送による交付を希望する者は、140円切手を貼り付けた返信用封筒(角型2号)に宛先を明記し、産業労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。

## 8 受験申請書の受付

### (1) 期間及び時間

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年9月2日(月)から同年10月4日(金)の午前8時30分から午後5時15分まで

郵送の場合は、封筒の表に「職業訓練指導員試験申請書在中」と朱書きし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

### (2) 場所

受 付 場 所	所 在 地
秋田県産業労働部雇用労働政策課	秋田市山王三丁目1番1号(秋田県庁第二庁舎3階)
秋田県立鷹巣技術専門学校	北秋田市綴子字街道下191番地
秋田県立大曲技術専門学校	大仙市大曲川原町2番30号

## 9 受験手数料

### (1) 額

学科試験 3,100円

### (2) 納付方法

受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

ただし、納付された手数料は、申請を取り消した場合でも返還はしない。

## 10 合否判定の基準

(1) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて、満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の5割以上の得点がある場合は合格とする。

(2) 指導方法について満点の6割以上の得点がある場合((1)に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。

(3) 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の5割以上の得点がある場合((1)に該当する場合を除く。)は、当該学科に限り合格とする。

## 11 その他

### (1) 試験結果の発表

平成25年11月22日付け書面を発送し、受験者に通知する。

### (2) 試験についての問合せ先

秋田県産業労働部雇用労働政策課(電話 018-860-2321)

## 秋田県告示第360号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成25年7月23日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
井上管工所  
横手市平鹿町中吉田字竹原77番地1  
井 上 喜 市  
秋田県知事許可(般-24)第11680号
- 3 処分の内容  
管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成25年7月23日付けで管工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年8月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 公の施設の概要
  - (1) 名称  
秋田県中央男女共同参画センター
  - (2) 所在地  
秋田市中通二丁目3番8号
  - (3) 設置目的  
男女共同参画社会を形成しようとする団体等への支援を目的とする。
  - (4) 規模等  
鉄筋コンクリート造 地上6階・7階、延床面積約677平方メートル
  - (5) 主な施設  
情報提供コーナー、団体・グループ活動室、子どもサロン、ワーキングルーム、研修室、ハーモニー相談室、事務室
- 2 指定管理者に行わせる管理の業務
  - (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関する情報の提供及び研修に関する業務
  - (3) 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等の交流その他の活動の支援に関する業務
  - (4) 上記(1)～(3)に掲げるもののほか、秋田県中央男女共同参画センター(以下「センター」という。)の管理に関し知事が必要と認める業務
- 3 管理を行わせる期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(予定)
- 4 申請をする団体に必要な資格等
  - (1) 申請をする団体に必要な資格
    - ア 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
    - イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。
      - (ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たす必要がある。
      - (イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。
      - (ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。
      - (エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。
  - (2) 申請をすることができない団体(代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。)
    - ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の

指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

## 5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 団体の概要

イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準じる書類)

カ 役員名簿及び役員の略歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 指定の期間に係る年度ごとのセンターの事業計画書

ケ 類似施設等における業務実績を記載した書類(原則として、過去5年間を対象として記載すること。)

コ 4(2)のア、イ、ウ、エに該当しない旨の宣誓書

サ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書(申請書提出日前1月以内に交付されたもの)

シ アからサに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県生活環境部男女共同参画課 (電話018-860-1555)

(3) 提出期限

平成25年10月1日(火)午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

## 6 選定の方法、基準及び時期

(1) 生活環境部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ センターの設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ 施設の設置目的を達成するために効果的な事業が行われること。

(2) 選定は、平成25年10月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

## 7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年8月2日(金)から同年10月1日(火)までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、160円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(定形外角2号)を同封すること。

## 8 説明会

(1) 日時

平成25年8月27日(火)午後1時30分

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎6F 第12会議室

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、平成25年8月20日(火)午後5時15分までに5(2)に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。

## 9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (3) センターの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (4) 管理を行わせる期間の予算総額は、75,475千円を限度とする。
- (5) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (6) 詳細は、募集要項による。
- (7) 問合せ先  
秋田県生活環境部男女共同参画課（電話018-860-1555 ファクシミリ018-860-3895）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年8月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 公の施設の概要

- (1) 名称  
秋田県環境と文化のむら
- (2) 所在地  
南秋田郡五城目町上樋口字山田沢156番地の1
- (3) 設置目的  
本施設は、里山の自然と触れ合い、及びその自然のもたらす恩恵により築かれてきた文化について学習する機会を提供することにより、人と自然との関係について理解を深め、もって県民の環境に関する意識の高揚に資することを目的に設置された施設である。
- (4) 規模等  
敷地面積 51.90ヘクタール
- (5) 主な施設  
自然ふれあいセンター、文化の館、愛鳥山荘、公衆便所、炊事棟、地中観察小屋、水鳥観察小屋、野鳥観察舎、野鳥の森休憩所、野鳥の森公衆便所、その他の施設

## 2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 秋田県環境と文化のむらの利用の促進に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、秋田県環境と文化のむらの管理に関し知事が必要と認める業務

## 3 管理を行わせる期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（予定）

## 4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格  
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること（複数の団体が共同企業体を構成することも可）。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）
  - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
  - ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの
  - エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
  - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
  - カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

## 5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
  - ア 指定の期間に係る年度ごとの環境と文化のむらの事業計画書

- イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県生活環境部自然保護課調整・自然環境班（電話018-860-1613）
- (3) 提出期限  
平成25年10月1日（火）午後5時15分まで（必着）  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 秋田県生活環境部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成25年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 7 募集要項の交付
- 5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年8月2日（金）から同年10月1日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。
- なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。
- 8 説明会
- (1) 日時  
平成25年8月23日（金）午前10時30分
- (2) 場所  
「秋田県環境と文化のむら」自然ふれあいセンター（南秋田郡五城目町上樋口字山田沢156番地の1）
- (3) 説明会への参加申込み  
説明会への参加を希望する団体は、平成25年8月21日（水）までに、5(2)に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。
- 9 その他
- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (3) 秋田県環境と文化のむらの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (4) 管理を行わせる期間の予算総額は、32,380千円を限度とする。
- (5) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (6) その他詳細は、募集要項による。
- (7) 問合せ先  
秋田県生活環境部自然保護課調整・自然環境班  
（電話018-860-1613 ファクシミリ018-860-3835 E-mail shizenhogoka@pref.akita.lg.jp）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、男鹿市五里合土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更について、平成25年7月24日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、仁井田堰土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更について、平成25年7月24日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大仙市大曲土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

大仙市角間川町字布晒148番地

大仙市内小友字宮後66番地

田 中 伸 逸

佐々木 勇 一